

## 八戸市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

### 1. 趣旨

これまで、道路運送法第9条4項の規定により地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（＝地域公共交通会議とは別の会議等で協議する）よう、令和5年10月1日に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律により道路運送法」が改正された。

これに伴い、本市においても、地域公共交通会議の設置に関し必要な事項を定めた「八戸市地域公共交通会議設置要綱」の条文から、運賃等の協議に関する記述を削除するなど要綱の規定の整備を行う必要があるため、今回改正を行うもの。

### 2. 八戸市地域公共交通会議設置要綱の改正案について

別紙「八戸市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱（案）」参照

#### 第1条及び第2条関係

##### ●適用期間

令和6年4月1日

## 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃の運用見直し(R5.10~)

- これまで**地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）**について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（＝地域公共交通会議とは**別の会議等で協議**する）よう改正されました（道路運送法第9条等）。
- 構成員の見直しに伴い、あらかじめ、**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映**するための措置を講ずることが規定されました。

【参考】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）による道路運送法等の改正の内容

## 改正前

## ○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の**国土交通省令で定める関係者間の協議**が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

## ○道路運送法施行規則

第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときは、同項の届出に係る運賃等について**地域公共交通会議**（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において**協議が調つて**いるときとする。

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の**地方公共団体の長**
- 二 **一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体**
- 三 **住民又は旅客**
- 四 **地方運輸局長**
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の**運転者が組織する団体**

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
  - イ 道路管理者
  - ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

## 改正後

## ○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、**次に掲げる者を構成員とする協議会**において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む**市町村**（特別区を含む。以下同じ。）又は**都道府県**
- 二 **当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者**
- 三 当該路線等を管轄する**地方運輸局長**
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が**関係住民の意見を代表する者として指名する者**

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置**を講じなければならない。

## ⑤その他関連制度等の動向 協議運賃の運用見直しを踏まえた対応のポイント

### ① 運賃協議会の設置

(対応例)

- ・ 運賃協議に特化した新たな協議会を設置
- ・ 地域公共交通会議（これまで運賃協議をしていた会議）の要綱に、「運賃の協議は別に定める構成員で行う」等の規定を追加
- ・ 地域公共交通会議の「分科会」や「WG」として、構成員を定めて協議を行う等の規定を追加

※学識経験者・有識者はいわゆる「オブザーバー」等としての参画が基本となりますが、法第9条第4項第4号に規定する者（関係住民の意見を代表する者として指名する者）としての参画も可能です。

### ② 運賃協議会の開催方法

(対応例)

- ・ 運賃協議会単独での開催
- ・ 地域公共交通会議の開催前または開催後に連続して開催。ただし、連続して開催する場合は、運賃協議会の構成員以外は退室する、地域公共交通会議とは別室で行うなど、留意が必要です。

※独占禁止法のカルテルに該当しないよう、運賃を定めようとする乗合事業者のみが協議に参加。  
また、複数事業者の運賃（区域運行を複数事業者が実施など）を協議する場合は、独占禁止法上の疑義が生じないよう、1事業者ごとに行うなど配慮が必要。

### ③ 住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置

- ・ 「公聴会」はあくまでも例示ですので、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、その他の方法によることも可能です。

(対応例)

パブリックコメント、市政広報誌、自治会への説明と事業者説明会、自治体ホームページでの意見募集、住民・利用者・利害関係者等に対するアンケート調査 等

八戸市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱（案）

第1条 八戸市地域公共交通会議設置要綱(平成19年6月13日施行)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び運賃・料金」を削る。

第2条 八戸市地域公共交通会議設置要綱の一部を次のように改正する。

第8条中「第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、」を「第2条各号に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、」に改める。

附 則

この要綱中第1条及び第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

八戸市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">八戸市地域公共交通会議設置要綱</p> <p>省略</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様 _____                      _____に関する事項</p> <p>(2) ~ (6) 省略</p> <p>(分科会)</p> <p>第8条 第2条各号に掲げる事項<u>及び運賃、料金</u>について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">八戸市地域公共交通会議設置要綱</p> <p>省略</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様<u>及び運賃・料</u>  <u>金</u>に関する事項</p> <p>(2) ~ (6) 省略</p> <p>(分科会)</p> <p>第8条 第2条各号に掲げる事項_____について専門的な調査、検討__を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。</p>

# 八戸市地域公共交通会議設置要綱（案）

## （設置）

第1条 八戸市地域公共交通会議（以下「会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、八戸市における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの提供に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

## （協議事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金に関する事項
- （2）市町村有償運送の必要性及びその旅客から収受する対価に関する事項
- （3）公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- （4）公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- （5）公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- （6）前5号に掲げるもののほか、会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

## （会議の構成員）

第3条 会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- （1）八戸市長が指名する職員
- （2）八戸市内を営業路線とする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- （3）青森県内の一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- （4）八戸市内の一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- （5）住民又は利用者の代表
- （6）国土交通省東北運輸局青森運輸支局長が指名する職員
- （7）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者
- （8）道路管理者、青森県警察、学識経験者その他会議が必要と認める者
- （9）八戸市内において旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者

## （会長及び監事）

第4条 会議に会長及び監事を置き、八戸市長が前条各号に掲げる者の中から指名する。

- （1）会長 1名
  - （2）監事 2名
- 2 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 3 監事は、出納監査を行い、監査の結果を会議に報告する。

## （会議の運営）

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 会議の議決は出席者（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会議は、書面にて協議することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキング会議)

第7条 会議は、必要があるときは、会議の議事について調整又は意見交換等を行うため、構成員の任意出席によるワーキング会議を開催することができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 会議の庶務を処理するため、会議に事務局を置く。

2 事務局は、八戸市総合政策部政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 前項の規定に関わらず、公共交通計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱中第1条及び第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

## 八戸市運賃協議分科会設置要綱（案）

### （設置）

第1条 八戸市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、同条同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、八戸市地域公共交通会議設置要綱（以下「会議要綱」という。）第8条第1項の規定する分科会として設置する。

### （組織）

第2条 分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- （1）八戸市長が指名する職員
- （2）当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3）国土交通省東北運輸局青森運輸支局長が指名する職員
- （4）住民又は利用者の代表する者として市長が指名する者

### （会長）

第3条 分科会に会長を置き、第2条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した構成員が、その職務を代理する。

### （会議）

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 書面による会議は、会議要綱第5条4項の規定に順次、運営を行うものとする。
- 3 分科会は、原則公開するものとする。ただし、会長が認めるとき、又は分科会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。
- 4 会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### （協議結果）

第5条 分科会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

### （庶務）

第6条 分科会の庶務は、会議の事務局において処理する。

### （補則）



第7条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。